岩沼市手数料条例の一部を改正する条例

岩沼市手数料条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。本号イにおいて同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号カ中「戸籍法第48条第2項の書類」を「届書その他市町村長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に改め、同号カを同号クとし、同号オ中「又は戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。本号カにおいて同じ。)の書類に記載した事項」を「、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書又は戸籍法第120条の4第1項に規定する届書等の画像情報(以下「届書等情報」という。)の内容」に改め、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号オの前に次のように加える。

エ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円。ただし、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で発行する場合及び同一の事項を証明する除かれた 戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付と同時に発行する場合は、手数料を 徴収しない。

第2条第4号イ中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円。ただし、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で発行する場合及び同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付と同時に発行する場合は、手数料を徴収しない。

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。